

3. 集団規定

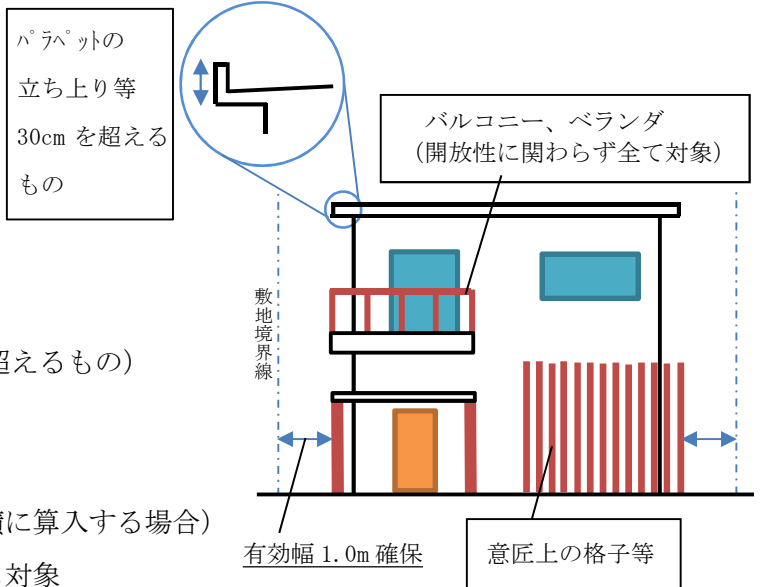
番号	取扱い
3-3	第一種低層住居専用地域内における外壁後退の対象となるものについて

○第一種低層住居専用地域内における外壁後退の対象となるものは、以下のとおりとする。

【外壁又はこれに代わる柱の面】に該当するもの

- ・バルコニー（開放性に関わらず全て対象）
- ・ベランダ（開放性に関わらず全て対象）
- ・意匠上の格子等
- ・屋外階段
- ・外廊下の壁面（風よけのパネル等を含む）
- ・パラペットの立ち上り等（壁面が高さ30cmを超えるもの）
- ・地袋付きの出窓
- ・ポーチの柱
- ・玄関ポーチ（屋内的用途に供する部分を床面積に算入する場合）

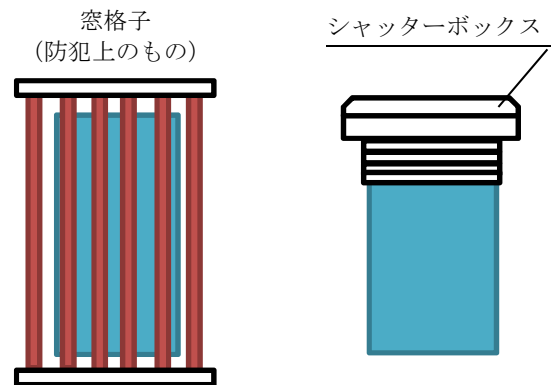
※外壁面から突出した意匠上の柱・梁・壁なども対象



【外壁又はこれに代わる柱の面】に該当しないもの

- ・出窓（地袋なし）
- ・雨戸
- ・戸袋
- ・シャッター
- ・シャッターボックス
- ・窓格子（防犯上のもの）
- ・門、門扉等
- ・屋根

※上記に該当しないものは別途協議が必要。



○既存不適格建築物については、是正はないものとする。

関係
法令等

法第54条第1項、第2項